①具体的な事前審査スキーム

うシステムも含む)を対象とすべき。

- ✓ ある種の届出基準に該当する者は届出を行い、その後、審査のため一定の不作為期間が設けられ、当該期間を経過した場合は自動的に不作為義務が解除される等の仕組には例があり、政策として違和感はない。事業者負担に鑑みた事前相談制度は必要。
- ✓ 審査期間については、今回の制度と趣旨を共通する部分がある、期間の延長及び短縮が可能な外為法などの例を参考に検討すべき。
 ✓ 事業家本の後、東博の変更答析は、お問うに更後的な世界はいるようによるなど、要がよる。何は、東世界を担信は記憶する。
- ✓ 事前審査の後、事情の変更等があった場合に事後的な措置もとれるようにしておく必要がある。但し、事業者負担には配慮すべき。

②基幹インフラ事業/③基幹インフラ事業者/④基幹設備 を指定する際の基本的な考え方

- ✓ 対象事業について、水道、電力、ガス、金融、通信、郵便、航空、空港、鉄道を対象とすべきではないか。
- ▼ 対象事業について、小道、電力、ガス、並融、通信、郵便、加至、至冷、鉄道を対象とすべきではないか。✓ 事業者について、中小企業まで対象とするということには慎重であるべき。また、地理的特性や市場構造、設備の種類など、業種ごとに
- 異なる特性があり、技術性が高い話にもなるので、事業分野ごとに基準を定めて対応した方がよい部分もある。 ✓ 設備について、対象事業者の役務の安定的な提供に影響を及ぼす基幹的システム(役務の安定的な提供に直結するような情報を扱
- ⑤事業者による届出・政府による審査/⑥政府による勧告・命令/⑦その他
- ・ ✓ サプライチェーンや再委託の情報も把握が必要な一方、届出事項は必要最小限にするべき。設備の導入計画に変更があった際の変更 届出等の手続きも検討が必要。但し、変更の重要性や緊急性によっては届出を免除、事後の届出を可能とすることも検討すべき。
- ✓ 勧告の内容は、中止や変更以外に、リスク低減措置を講じること等も認められるべき。
- ✓ 事業者の予見可能性の観点からは、一定の考慮要素や審査基準を示していく必要がある。
- → 事業者の子先可能性の観点がつば、 足のち慮要素や留置率準と小していめ要がある。
 ✓ 勧告・命令の発動要件を細かく定めておくことは困難であるが、例えば、我が国の外部にある主体が我が国の安全保障の脅威となる行為を行う意図を有している場合であって、かつ、ベンダーがその主体から強い影響を受けるということがある程度わかっている場合に、勧告を発動するという整理が考えられる。
- ✓ 届出事項が真実であるか等を確認する場合もあるため、政府による報告徴収や検査の権限を設ける必要がある。
- / 導入済の設備等に対する遡及適用については慎重に検討すべき。また、法律成立後、即施行ではなく、一定のリードタイムが必要。
- ✓ 今回検討している制度自体は、外国企業から提供される設備等と国内企業から提供される設備等との間で同等の規制が及ぶものであるので、内外無差別の制度。その前提で、制度の運用に当たっても、国際法との関係について検討していく必要がある。